

公売通知書兼債権現在額申立催告書

滞 納 者		住 所 (所在地)			氏 名 (名 称)					
公 売 財 産	名 称	性 質	所 在		賃借権又は地上権 の内容その他	数 量	公 売 保 証 金	見 積 価 額		
								円		
公売方法 及び日時	入札 競り売り	年 月 日		午前・午後 時 分	から					
	開 札	年 月 日		午前・午後 時 分	まで					
公 売 場 所										
売 却 決 定		日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			場 所				
買 受 代 金 納 付 期 限		年 月 日 午前・午後 時 分								
買受人について の資格その他 の要件										
徴 公 収 入 係 金	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不 申 告 加算金額	重 加 算 金 額	滞 処 分 納 費	小 計	納 期 限
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円	
					法律による金額 円			法律による金額 円		
	合 計		円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)							
そ の 他										
上記の財産について換価するため、国税徴収法第94条第1項の規定に基づき公売することとし、同法第95条の規定に基づき公告しましたので、通知します。 なお、「債権現在額申立書」を売却決定の日の前日までに美唄市に提出してください。 (根拠法令－国税徴収法第94条第1項、第95条、第96条) 年 月 日 美唄市長 印 (氏 名) 利害関係者人の 様 又は名称										

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁判を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 「公売財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてのみ記載すること。

2 この「公売通知書兼債権現在額申立催告書」を発送する場合には、必要に応じ「債権現在額申立書」及び「担保権引受方法による換価申出書」の用紙を同封すること。

3 この「公売通知書兼債権現在額申立催告書」は、「公売財産」欄を除き「公売通知書」と併せて複写により作成すること。

4 公売財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等以外の場合は、注意1中「又は換価財産の買受代金の納付の期限のうちいずれか早い方の期限まで」及び注意3ただし書きを消して使用すること。